

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理 事 長 殿

小規模企業者に該当することの確認書

年 月 日

本店所在地

名 称

代 表 者 名

実印

令和4年度BCP実践促進助成金の助成金交付を申請するにあたり、申請日現在で以下のとおり小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項）に該当することに相違ありません。

小規模企業者に該当しないことが判明した場合は、助成金交付決定の取り消しの対象となること、既に助成金が交付されている場合には助成金を公益財団法人東京都中小企業振興公社に返還すること及びその他同公社が行う一切の措置について異議を申し立てません。

業 種 (大分類)	
常用従業員数 (労働基準法第20条の規定に基づく 「予め解雇の予告を必要とする者」)	人

以上